

(質問)

日本の輸入通関は最終的に税関事後調査で確定するのだから、急ぐ貨物は適当と思われる申告価格で、まず通関を切って貨物を引き取り、その後修正申告を行い、追加関税の支払いまたは還付を受ければ良いのではないですか？

(回答)

日本の輸入通関制度の基本

結論から言うと、その考え方は日本の輸入通関制度とは整合しません。

確かに税関事後調査（事後調査や更正）によって申告内容が後から見直されることはあります。しかしそれは「当初の申告が正確であることを前提にした制度」であり、「とりあえず適当と思われる価格で申告して後で直せばよい」という制度ではありません。

申告納税方式

輸入貨物は申告者が自らの責任で税番を決定し、申告価格を算出する申告納税方式です。輸入申告では、申告時点で把握できる正しい課税価格を申告する義務があります。虚偽や間違った申告には、関税法による罰則規定があり、法人や場合によっては実行した個人にも科せられるので正しい申告を行うことが重要です。

適正輸入通関

申告納税方式において適正な輸入通関を行うには、正確な貨物情報の把握と法令を理解し、申告価格を正しく算出することが求められます。関税がゼロの品目であっても消費税は課せられますので、申告価格の正確性は常に求められます。例えば商品サンプルを無償で輸入する場合でも、有償取引を想定した適正価格で申告する必要があります。

税関は審査や検査の際に価格資料（インボイス、契約書、送金資料など）の提出を求めることがあり、不自然な価格であれば輸入許可自体が遅れる可能性があります。

意図的に実際と異なる価格を申告した場合は、後で修正すれば済むという話ではなく、過少申告加算税や延滞税の対象になり、悪質と判断されれば行政上、場合によっては刑事上の問題になり得ます。

関税評価制度

課税価格を関税定率法の規定に従って決定することを関税評価と呼びます。日本では課税価格は、輸入港到着価格（CIF 価格等）と定められていますので、インボイス価格に含まれていない運賃や保険料、あるいは別途支払った仲介手数料や無償提供した副資材等の費用などがあれば、それらの費用を加算して課税価格を算出します。

評価申告

関税評価に際して、インボイス、運賃や保険の明細書などの添付書類で簡潔に説明できない加算・減額要素がある場合には、税関に評価申告書を提出して、その要素と金額を申告します。このようなケースでは、単に適当な金額を入れるのではなく、税関の制度に沿って暫定的な申告や、価格確定後の修正申告・更正の請求など、認められた手続きを利用することになります。

関税評価の事前教示制度

商品の関税評価方法に不明な点があれば税関の解釈を事前に文書で照会し、回答を得ることができる事前教示制度が設けられています。輸入者はこの制度を活用することで、原価計算の精度を上げることができます。

税関による事後調査

申告納税制度を補完するために税関職員が輸入者を訪問し、適正な輸入通関がなされていたかを調査する事後調査の制度が敷かれています。事後調査では、契約内容・取引実態・輸入申告価格の決定方法などの調査が行われ、関税・消費税などの納税不足に対しては加算税や延滞税が課されることになります。